



厚生労働省群馬労働局発表
令和2年8月7日

【照会先】
群馬労働局労働基準部賃金室
室長 摩庭 精一
室長補佐 塚越 康幸
(電話) 027-896-4737
(夜間) 027-896-4902

令和2年度群馬県最低賃金（地域別最低賃金）の改正答申について

— 群馬地方最低賃金審議会の答申 —

群馬地方最低賃金審議会（会長：河藤 佳彦 専修大学教授）は、本年6月30日に群馬労働局長から「群馬県最低賃金の改正決定の諮問」を受け、群馬県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきましたが、本年8月7日に結論を取りまとめ、同日群馬労働局長に対し、群馬県最低賃金を「時間額837円」とする旨の答申を行いました。

この「時間額837円」は、現行の群馬県最低賃金（835円）を「2円」引き上げるものです。

群馬労働局では、この答申を受け、異議申出の公示など諸手続きを経て、改正決定を行う予定です。

(参 考)

- 1 答申のあった時間額 837円
- 2 現行の時間額 835円
- 3 対前年引上額 2円
- 4 対前年引上率 0.24%

群馬県最低賃金（地域別最低賃金）額の推移（過去5年間）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
最低賃金額	737円	759円	783円	809円	835円
対前年引上額	16円	22円	24円	26円	26円
対前年引上率	2.22%	2.99%	3.16%	3.32%	3.21%